

<p>る。  <u>〔必須事業〕</u>                  ア 専門性の高い相談支援事業 (別記 13)                  イ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 (別記 14)                  ウ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 (別記 15)                  エ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 (別記 16)                  オ 広域的な支援事業 (別記 17)                  〔サービスマスター・相談支援者、指導者育成事業〕 (別記 18)                  〔任意事業〕 (別記 19)</p> <p>(3) 特別支援事業                  (1) 及び(2)に定める事業以外の事業であって、市町村及び都道府県の判断により、事業の実施が遅れている地域の支援を行う事業、実施水準に格差が見られる事業の充実を図る事業その他別に定める事業並びに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。(別記 20)</p> <p>4 利用者負担 (略)                  5 国の補助 (略)                  6 留意事項                  (1) (略)                  (2) 障害者等に対し、点字を用いること及び代筆、代読、音声訳、要約を行うなど障害種別に配慮しながら、本事業の内容を十分に周知し、円滑な実施に努めること。                  (3) 及び(4) (略)</p>	<p>ア 専門性の高い相談支援事業 (別記 8)</p> <p>イ 広域的な支援事業 (別記 9)                  ウ サービスマスター・相談支援者、指導者育成事業 (別記 10)                  エ その他の事業 (別記 11)</p> <p>(3) 特別支援事業                  (1) 及び(2)に定める事業以外の事業であって、市町村及び都道府県の判断により、事業の実施が遅れている地域の支援を行う事業、実施水準に格差が見られる事業の充実を図る事業その他別に定める事業並びに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。(別記 11)</p> <p>4 利用者負担 (略)                  5 国の補助 (略)                  6 留意事項                  (1) (略)                  (2) 障害者等に対し、点字を用いること及び代読、音声訳、要約を行うなど障害種別に配慮しながら、本事業の内容を十分に周知し、円滑な実施に努めること。                  (3) 及び(4) (略)</p>
--	---

<p>(別記1)</p>	<p style="text-align: center;"><u>理解促進研修・啓発事業</u></p> <p>1 目的  <u>障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る。</u></p> <p>2 実施主体  <u>市町村</u></p> <p>3 対象者  <u>管内地域住民</u></p> <p>4 事業内容  <u>(1) 実施内容</u>  <u>市町村が実施する地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業とする。</u>  <u>(2) 実施形式</u>  <u>実施にあたり、次のいずれかの形式による方法で事業を実施すること。</u>  <u>ア 教室等開催</u>  <u>障害特性（精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう者、重症心身障害児、難病など）を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障害特性に対応した福祉用具等の使用等を通じ、障害者等の理解を深めるための教室等を開催する。</u>  <u>イ 事業所訪問</u>  <u>地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障害者等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。</u>  <u>ウ イベント開催</u>  <u>有識者による講演会や障害者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害者等に対する理解を深める。</u></p>
--------------	--

	<p><u>工 広報活動</u>  <u>障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成等、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。</u>  <u>オ その他形式</u>  <u>上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。</u></p> <p><u>5 留意事項</u>  <u>(1) 市町村は事業の実施にあたり、特定の住民だけでなく、多くの住民が事業に関心を持つように努めること。また、事業は通年的に実施するように努めること。</u>  <u>(2) 障害以外の研修・啓発活動と共同で実施した場合も対象となるが、あくまでも障害に関する部分に限る。</u>  <u>(3) 障害施策や事業所の説明パンフレット等の製作や最新の福祉用具を紹介する展覧会の開催等、単に施策や用具等を説明するだけのものは対象外とする。</u></p> <p><u>(別記2)</u>  <u>自発的活動支援事業</u></p> <p><u>1 目的</u>  <u>障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る。</u></p> <p><u>2 実施主体</u>  <u>市町村</u></p> <p><u>3 対象者</u>  <u>管内市町村の障害者等、その家族又は地域住民など</u></p> <p><u>4 事業内容</u>  <u>(1) 実施内容</u>  <u>障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する</u></p>
--	---

<p>支援事業とする。</p> <p>(2) 実施形式</p> <p><u>実施にあたり、次のいずれかの形式による方法で事業を実施すること。</u></p> <p>ア <u>ピアサポート</u></p> <p><u>障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援する。</u></p> <p>イ <u>災害対策</u></p> <p><u>障害者等を含めた地域における災害対策活動を支援する。</u></p> <p>ウ <u>孤立防止活動支援</u></p> <p><u>地域で障害者等が孤立することがないよう見守り活動を支援する。</u></p> <p>エ <u>社会活動支援</u></p> <p><u>障害者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障害者等に対する社会復帰活動を支援する。</u></p> <p>オ <u>ボランティア活動支援</u></p> <p><u>障害者等に対するボランティアの養成や活動を支援する。</u></p> <p>カ <u>その他形式支援</u></p> <p><u>上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により支援する。</u></p> <p>5 留意事項</p> <p><u>(1) 団体へ委託又は補助する場合、支出された委託費又は補助金が単に団体を維持するための管理費として使用されていないかを精査し、真に事業目的だけに使用されているか確認すること。</u></p> <p><u>(2) 特定の者のみが事業に携わるのではなく、多くの障害者等やその家族、地域住民等が事業に関わるよう努めること。</u></p>	<p>(別記1)</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>相談支援事業</p>
<p>(別記3)</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>相談支援事業</p>	<p>(別記1)</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>相談支援事業</p>

<p>2 事業内容</p> <p>(1) 基幹相談支援センター等機能強化事業</p> <p>ア 目的 (略)</p> <p>イ 事業内容 (略)</p> <p>ウ 留意事項</p> <p>(ア) 法第89条の3の規定に基づく協議会(以下「協議会」という。)を設置する市町村又は圏域等を単位として実施すること。</p> <p>(イ) 市町村が設置する協議会において、市町村内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案し、本事業によって配置する専門的職員について協議し、事業実施計画を作成すること。</p> <p>(ウ) 都道府県が設置する協議会に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、概ね2年ごとに事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努めること。</p> <p>(2) 住宅入居等支援事業 (居住サポート事業) (略)</p> <p style="text-align: right;">【別添1】</p>	<p>2 事業内容</p> <p>(1) 基幹相談支援センター等機能強化事業</p> <p>ア 目的 (略)</p> <p>イ 事業内容 (略)</p> <p>ウ 留意事項</p> <p>(ア) 自立支援協議会を設置する市町村又は圏域等を単位として実施すること。</p> <p>(イ) 市町村が設置する自立支援協議会において、市町村内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案し、本事業によって配置する専門的職員について協議し、事業実施計画を作成すること。</p> <p>(ウ) 都道府県が設置する自立支援協議会に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、概ね2年ごとに事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努めること。</p> <p>(2) 住宅入居等支援事業 (居住サポート事業) (略)</p> <p style="text-align: right;">【別添1】</p>
<p>1 概要</p> <p>市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行う。</p> <p>また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。</p> <p style="text-align: right;">【別添1】</p>	<p>1 概要</p> <p>市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行う。</p> <p>また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。</p> <p style="text-align: right;">【別添1】</p>

別紙2

<p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業の具体的内容 (略)</p> <p>4 相談支援体制の例 相談支援体制については、市町村が設置する協議会を中核としつつ、地域の実情に応じ、適切な形で整備を進めることが適当である。 また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを市町村において設置することが望ましい。 なお、このほか想定される例としては、下記のとおり。 (1) 及び (2) (略)。</p> <p>5 権利の擁護のために必要な援助の例 (略)</p> <p style="text-align: right;">【別添2】</p>	<p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業の具体的内容 (略)</p> <p>4 相談支援体制の例 相談支援体制については、市町村が設置する自立支援協議会を中核としつつ、地域の実情に応じ、適切な形で整備を進めることが適当である。 また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを市町村において設置することが望ましい。 なお、このほか想定される例としては、下記のとおり。 (1) 及び (2) (略)。</p> <p>5 権利の擁護のために必要な援助の例 (略)</p> <p style="text-align: right;">【別添2】</p>
<p>1 目的 ～ 6 秘密保持 (略)</p> <p>7 その他 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと。 (3) (略)</p> <p>(別記4)</p> <p>1 目的 (略)</p> <p style="text-align: right;">成年後見制度利用支援事業</p>	<p>1 目的 (略) ～ 6 秘密保持 (略)</p> <p>7 その他 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、自立支援協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと。 (3) (略)</p> <p>(別記2)</p> <p>1 目的 (略)</p> <p style="text-align: right;">成年後見制度利用支援事業</p>

<p>2 事業内容  <u>成年後見制度の利用に要する費用のうち、法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の10の2に定める費用（成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）の全部又は一部を補助する。</u></p> <p>3 対象者 （略）</p> <p>（別記5）</p> <p>1. 目的  <u>成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。</u></p> <p>2. 事業内容  <u>ア 研修対象者</u>  <u>法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等</u>  <u>イ 研修内容等</u>  <u>市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。</u>  <u>（2）法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築</u>  <u>ア 法人後見の活用等のための地域の実態把握</u>  <u>イ 法人後見推進のための検討会等の実施</u>  <u>（3）法人後見の適正な活動のための支援</u>  <u>ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築</u></p>	<p>2 事業内容  <u>成年後見制度の利用に要する費用のうち、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の10の2に定める費用（成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等）の全部又は一部を補助する。</u></p> <p>3 対象者 （略）</p>
--	---

<p>(4) <u>その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業</u></p> <p>3. <u>留意事項</u></p> <p>(1) <u>事業の実施に当たっては、地域の実情に応じて、複数の市町村が連携し広域的に研修を実施するなど、最も効果的な方法により実施すること。</u></p> <p>(2) <u>実施主体である市町村は、社会福祉協議会やNPO法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるとする。</u></p> <p>(3) <u>研修受講に係る教材費等については、受講者の負担とすること。</u></p> <p>(別記6)</p> <p style="text-align: center;">意思疎通支援事業</p>	<p style="text-align: center;">コミュニケーション支援事業</p> <p>(別記3)</p>
<p>1 目的 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業内容 手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。</p> <p>3 対象者 (略)</p> <p>4 留意事項 (1) 派遣事業が円滑に行われるよう運営委員会、連絡調整業務等担当者等の設置等に努めるものとする。 運営委員会は、事業の適切な運営を図るため、聴覚障害等当事者団体、手話通訳関係団体及び要約筆記関係団体等の関係者を加えるよう</p>	<p>1 目的 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業内容 手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する。</p> <p>3 対象者 (略)</p> <p>4 留意事項 (1) 派遣事業が円滑に行われるよう運営委員会、調整者の設置等について配慮すること。</p>

<p><u>努めること。</u> また、<u>連絡調整業務等</u>担当者は、当該業務に精通した専門的知識及び技術を有する(2)のア又はイに掲げる者等が望ましい。</p> <p>(2)「手話通訳者」、「要約筆記者」には、それぞれ以下のものを含む。</p> <p>ア 「手話通訳者」 (ア)「手話通訳士」… (略) (イ)「手話通訳者」… 都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された者</p> <p>(ウ) (削除)</p> <p>イ 「要約筆記者」 「要約筆記者」… 都道府県、指定都市及び中核市が実施する要約筆記者養成研修事業において「要約筆記者」として登録された者</p> <p>((イ) (削除))</p> <p>(3) <u>手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業については、原則として手話通訳者及び要約筆記者を派遣することになるが、手話通訳者及び要約筆記者と同等と認められる手話奉仕員(市町村及び都道府県で実施する手話奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者)及び要約筆記奉仕員(市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者)も当面、派遣することができる。</u></p> <p>(4) <u>手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業については、平成25年〇月〇日障企自発〇第〇号厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課自立支援振興室長通知「地域生活支援事業における意思疎通支援事業等について(仮称)」を参考に実施するよう努めること</u></p>	<p>(2)「手話通訳者」、「要約筆記者」には、それぞれ以下のものを含む。</p> <p>ア 「手話通訳者」 (ア)「手話通訳士」… (略) (イ)「手話通訳者」… 都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者</p> <p>(ウ)「手話奉仕員」… 市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者</p> <p>イ 「要約筆記者」 (ア)「要約筆記者」… 都道府県が実施する要約筆記者養成研修事業(市町村が実施する場合を含む。)において「要約筆記者」として登録された者</p> <p>(イ)「要約筆記奉仕員」… 市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者</p>
---	---

<p><u>とする。</u></p> <p>(5) <u>手話通訳者を設置する事業において設置する手話通訳者は、(2)のアに掲げる者の設置に努めるものとする。</u></p> <p>(別記7)</p> <p style="text-align: center;">日常生活用具給付等事業</p> <p>1 目的 障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>2 事業内容 日常生活上の便宜を図るため、障害者等に別に定める告示の要件を満たす6種の用具を給付又は貸与する。</p> <p>3 対象者 身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者、難病患者等であつて、当該用具を必要とする者</p> <p>4 留意事項 (1) (略) (2) 給付品目の選定に当たって実施主体は、公益財団法人テクノエイド協会が運営する福祉用具情報システム(TAIS)の活用による情報収集を行うなど、同機能であればより廉価なものを給付できるよる努めること。 (3) (略) (4) 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)等を参考に、当該用具の耐用年数を勘案のうえ、再給付されたい。</p> <p><u>ただし、耐用年数の期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。</u></p>	<p>(別記4)</p> <p style="text-align: center;">日常生活用具給付等事業</p> <p>1 目的 重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>2 事業内容 日常生活上の便宜を図るため、重度障害者等に別に定める告示の要件を満たす6種の用具を給付又は貸与する。</p> <p>3 対象者 重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者であつて、当該用具を必要とする者</p> <p>4 留意事項 (1) (略) (2) 給付品目の選定に当たって実施主体は、(公財)テクノエイド協会が運営する福祉用具情報システム(TAIS)の活用による情報収集を行うなど、同機能であればより廉価なものを給付できるよる努めること。 (3) (略) (4) 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)等を参考に、当該用具の耐用年数を勘案のうえ、再給付されたい。</p>
--	--

<p>(別記8)</p> <p style="text-align: center;"><u>手話奉仕員養成研修事業</u></p> <p>1 目的 手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。</p> <p>2 事業内容 聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常生活程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。</p> <p>3 対象者 実施主体が適当と認めた者</p> <p>4 留意事項 (1)平成10年7月24日障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。 (2)養成講習を終了した者(これと同等の能力を有する者を含む。)について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証書を交付すること。なお、活動ができなくなった手話奉仕員については、証書を返還させ登録を抹消すること。</p>	<p>(別記9)</p> <p style="text-align: center;">移動支援事業</p> <p>1 目的 及び 2 事業内容 (略)</p> <p>3 留意事項</p>
	<p>(別記5)</p> <p style="text-align: center;">移動支援事業</p> <p>1 目的 (略) 及び 2 事業内容 (略)</p> <p>3 留意事項</p>

<p>(1) 指定事業者への事業の委託 サービス提供体制の確保を図るため、市町村は、 ・ 法における居宅介護など個別給付のサービス提供を行う指定事業者 指定事業者 ・ これまで支援費制度で移動介護のサービス提供を行っている指定事業者 などを活用した事業委託に努めること。 また、市町村が作成した委託事業者リストから利用者が事業者を選択できるような仕組みとすることが適当であること。 (2) 及び (3) (略)</p> <p>(別記 10)</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業内容 (略) (1) 事業形態の例 ア ～ ウ (略)</p> <p>(注 1) 基礎的事業とは、地域活動支援センターの基本事業（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令第175号)を満たすものであること。)として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うこと。 (財源は交付税により措置)</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>3 留意事項等 (略)</p>	<p>(1) 指定事業者への事業の委託 サービス提供体制の確保を図るため、市町村は、 ・ 障害者自立支援法（以下「法」という。）における居宅介護など個別給付のサービス提供を行う指定事業者 介護など個別給付のサービス提供を行う指定事業者 ・ これまで支援費制度で移動介護のサービス提供を行っている指定事業者 などを活用した事業委託に努めること。 また、市町村が作成した委託事業者リストから利用者が事業者を選択できるような仕組みとすることが適当であること。 (2) 及び (3) (略)</p> <p>(別記 6)</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業内容 (略) (1) 事業形態の例 ア ～ ウ (略)</p> <p>(注 1) 基礎的事業とは、地域活動支援センターの基本事業（「障害者自立支援法」に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令第175号)を満たすものであること。)として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うこと。 (財源は交付税により措置)</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>3 留意事項等 (略)</p>
--	---

<p>(別記 11)</p> <p>任意事業</p>	<p>(別記 7)</p> <p>その他の事業</p>
<p>必須事業のほか、市町村の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p> <p>○ 事業内容の例 【日常生活支援】</p> <p>(1) 福祉ホームの運営</p> <p>ア 目的 (略)</p> <p>イ 事業内容 家庭環境、住宅事情等の理由により、居室において生活することが困難な障害者(ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。)につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、福祉事務所等関係機関との連絡、調整等を行う。</p> <p>(ウ) (削除))</p> <p>(エ) (削除))</p> <p>ウ 留意事項 (ア) (削除))  (イ) (削除))</p>	<p>○ 実施事業</p> <p>(1) 福祉ホーム事業</p> <p>ア 目的 (略)</p> <p>イ 対象者 家庭環境、住宅事情等の理由により、居室において生活することが困難な障害者(ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。)</p> <p>ウ 利用方法 福祉ホームの利用は、利用者と経営主体との契約によるものとする。</p> <p>エ 管理人の業務</p> <p>(ア) 施設の管理</p> <p>(イ) 利用者の日常生活に関する相談、助言</p> <p>(ウ) 福祉事務所等関係機関との連絡、調整</p> <p>オ 留意事項</p> <p>(ア) 利用者の健康管理、レクリエーション、非常災害対策等については、利用者のニーズに応じて対応が講じられるよう配慮すること。</p> <p>(イ) 疾病等により利用者が生活に困難を生じた場合には、医療機関、福祉事務所、家族等に速やかに連絡をとるなど利用者の生活に支障をきたさないよう適切な配慮を行うこと。</p> <p>(ウ) 利用者の守るべき共同生活上の規律、その他必要な事</p>

<p><u>(ウ) (削除)</u></p> <p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第176号）を満たすものであること。</p> <p><u>(2) 盲人ホーム事業は【就業・就労支援】の(1)へ移動)</u></p> <p><u>(2) 訪問入浴サービス</u>  <u>ア 目的 (略)</u>  <u>イ 事業内容</u>          看護師又は准看護師若しくは介護職員が、身体障害者の居室を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護          なお、サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合は、他の必要な場合は、サービス提供従事者は、速やかに主治医又はあらかじめサービス提供事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。  <u>(ウ) (削除)</u></p> <p><u>(エ) (削除)</u></p> <p><u>(オ) (削除)</u></p> <p><u>(3) 身体障害者自立支援</u>  <u>ア 目的 (略)</u></p>	<p>項については、極力利用者の意見を尊重して定めること。</p> <p><u>(エ) 「障害者自立支援法」に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第176号）を満たすものであること。</u></p> <p><u>(2) 盲人ホーム事業は【就業・就労支援】の(1)へ移動)</u></p> <p><u>(3) 訪問入浴サービス事業</u>  <u>ア 目的 (略)</u>  <u>イ 事業内容</u>          身体障害者の居室を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護</p> <p><u>ウ 対象者</u>          本事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の身体障害者</p> <p><u>エ サービス提供従事者</u>          事業所ごとに置くべき訪問入浴サービスの提供に当たる従事者は、次のいずれかの者とする。  <u>(ア) 看護師又は准看護師</u>  <u>(イ) 介護職員</u>  <u>オ 留意事項</u>          サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、サービス提供従事者は、速やかに主治医又はあらかじめサービス提供事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。</p> <p><u>(4) 身体障害者自立支援事業</u>  <u>ア 目的 (略)</u></p>
--	---

<p>イ 事業内容 (略) ウ (削除))</p> <p>( (5) 重度障害者在宅就労促進特別事業 (バーチャル工房支援事業) は【就業・就労支援】の (2) へ移動)</p> <p>(ア 目的 (削除))</p> <p>(イ 事業内容 (削除))</p> <p>(4) 生活訓練等 (略) (イ) (削除) (ウ) (削除)</p> <p>(5) 福祉機器リサイクル (略) (オ) (削除))</p> <p>(6) 日中一時支援 ア 目的 (略) イ (削除))</p> <p>イ 事業内容 (ア) 及び (イ) (略) (ウ) 事業は、地域のニーズに応じて行う。 なお、本事業を利用している時間は、ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービス等を利用できない。</p> <p>(エ (削除))</p>	<p>イ 事業内容 (略) ウ 対象者 入浴、炊事、衣服の着脱等に一部介助を要する程度の重度の身体障害者とする。ただし、常時医療を必要とする状態にある者を除く。</p> <p>( (5) 重度障害者在宅就労促進特別事業 (バーチャル工房支援事業) は【就業・就労支援】の (2) へ移動)</p> <p>(8) 生活支援事業 ア 目的 障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的とする。</p> <p>イ 事業内容 (ア) 生活訓練等事業 (略) (イ) 本人活動支援事業 (略) (ウ) ボランティア活動支援事業 (略) (エ) 福祉機器リサイクル事業 (略) (オ) その他生活支援事業 その他、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援等を行う。</p> <p>(9) 日中一時支援事業 ア 目的 (略) イ 対象者 日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市町村が認めた障害者等</p> <p>ウ 事業内容 (ア) 及び (イ) (略) (ウ) 事業は、地域のニーズに応じて行う。</p> <p>エ 利用定員及び職員等の配置</p>
---	---

<p>(オ) (削除))</p> <p>(7) 生活サポート  ア 目的 (略)  イ 事業内容  介護給付支給決定者以外の者であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある者に対して、市町村の判断により、居宅介護従事者等を居宅に派遣し、必要な支援(生活支援・家事援助)を行う。  なお、利用者の状態に応じ、自立訓練などの福祉サービスを活用するための調整等を行う。  ((イ) (削除))</p> <p>(ウ) (削除))</p> <p>( (11) 社会参加促進事業は【社会参加支援】へ移動)</p> <p>(8) 地域移行のための安心生活支援  ア 目的 (略)</p>	<p>利用定員及び職員等の配置基準については、適切なサービス提供が行えるよう市町村が定める。</p> <p>オ 留意事項  (ア) 障害福祉サービス事業所等であって、事業実施に当たって必要なスペースの確保がなされているものと市町村が認める場所において実施すること。  (イ) 障害者等に対する支援を適切に行うことができるものと市町村が認める設備を設けること。  (ウ) 本事業を利用している時間は、ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービス等を利用できないこと。</p> <p>(10) 生活サポート事業  ア 目的 (略)  イ 事業内容  (ア) 実施方法  介護給付支給決定者以外の者であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある者に対して、市町村の判断により、居宅介護従事者等を居宅に派遣し、必要な支援(生活支援・家事援助)を行う。  (イ) サービスを提供する者  サービスを提供するに相応しい者として市町村が認められた者  ウ 留意事項  (ア) 利用者の状態に応じ、自立訓練等の他の福祉サービスを活用するための調整等を行うこと。  (イ) 利用者への支援の必要性の変化に応じたサービス提供を行い、自立生活への助長に努めること。</p> <p>( (11) 社会参加促進事業は【社会参加支援】へ移動)</p> <p>(12) 地域移行のための安心生活支援事業  ア 目的 (略)</p>
--	---

<p>イ 事業内容 (略)</p> <p>ウ 経過的取扱い          障害者が地域で安心して暮らしていただけるよう地域生活への移行や定着のための支援策を盛り込んだプラン(地域移行推進重点プラン)を作成してこれに基づき実施する以下の事業については、平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正により創設された地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できるものとする。          なお、市町村は、地域の社会資源の開発・改善を行う協議会も積極的に活用しながら、地域移行支援・地域定着支援の実施体制の計画的な整備に努めること。          また、当該プランには、<u>地域移行支援・地域定着支援への移行予定時期など今後の具体的な計画を盛り込むこと</u></p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(13) 成年後見制度普及啓発等事業は【<u>権利擁護支援</u>】の(1)へ移動)</p>	<p>イ 事業内容 (略)</p> <p>ウ 経過的取扱い          障害者が地域で安心して暮らしていただけるよう地域生活への移行や定着のための支援策を盛り込んだプラン(地域移行推進重点プラン)を作成してこれに基づき実施する以下の事業については、平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正により創設された地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できるものとする。          なお、市町村は、地域移行支援・地域定着支援の実施体制の計画的な整備に努めること。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(13) 成年後見制度普及啓発等事業は【<u>権利擁護支援</u>】の(1)へ移動)</p> <p>(14) 障害児支援体制整備事業 (略)</p>
<p>(9) 障害児支援体制整備 (略)</p> <p>(10) 巡回支援専門員整備</p> <p>1 目的  <u>保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>2 事業内容等</p> <p>(1) 事業内容  <u>発達障害等に関する知識を有する専門員(以下「専門員」という。)が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支</u></p>	

<p>援を行う。</p> <p>(2) 実施方法</p> <p>ア 巡回等の活動計画の作成 市町村は、巡回等が必要な施設等の現状を把握し、専門員の活動計画を作成する。</p> <p>イ 巡回等支援 専門員は、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、巡回による支援を基本とするが、その他の方法（特定の場所を拠点とした面談や講習）による支援も行うことができる。</p> <p>ウ 関係機関との連携 ケースに応じて、保育所等訪問支援等の適切な支援に結びつけられるよう、障害児相談支援事業所や児童発達支援等関係機関との連携強化に努める。 また、発達障害者支援センターや児童相談所等の専門機関による専門的な支援を行うことが適切な場合には、速やかに専門機関につながるなどの対応を行う。</p> <p>エ 専門性の確保 専門員は、国立リハビリテーションセンターや発達障害者支援センター等が実施する研修（アセスメント手法、家族支援についての知識と技術、子どもの発達支援に関わる知識と技術）を活用するなどにより、適切な専門性の確保に努める。</p>	
<p>(11) その他日常生活支援 上記(1)から(10)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【社会参加支援】 (ア) (削除)</p> <p>(1) スポーツ・レクリエーション教室開催等 スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増</p>	<p>(11) 社会参加促進事業</p> <p>ア 目的 スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障害者等の社会参加を促進することを目的とする。</p> <p>イ 事業内容 (ア) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 a 事業内容</p>

<p>強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催し、障害者スポーツに触れる機会等を提供する。</p> <p>(b) (削除))</p> <p>(2) 文化芸術活動振興          障害者等の文化芸術活動を振興するため、障害者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。</p> <p>(b) (削除))</p>	<p>スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する。</p> <p>b 留意事項          参加する障害者等の事故防止等に十分留意すること。</p> <p>(イ) 芸術・文化講座開催等事業          a 事業内容          障害者等の芸術・文化活動を振興するため、障害者等の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。</p> <p>b 留意事項          芸術・文化活動を行っている障害者等を把握し、その名簿を作成するとともに、民間活動の情報収集し、障害者等に芸術・文化活動の発表の場の情報提供を行う等の支援を行うこと。</p>
<p>(3) 点字・声の広報等発行          文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、音声訳その他障害者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報、その他障害者等が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的に提供する。</p> <p>(4) 奉仕員養成研修          点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修する。なお、養成講習を終了した者（これと同等の能力を有する者を含む。）について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付すること。また、活動ができなくなった奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。</p> <p>(b) (削除))</p>	<p>(ウ) 点字・声の広報等発行事業          文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、音声訳その他障害者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報、その他障害者等が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的に障害者等に提供する。</p> <p>(エ) 奉仕員養成研修事業          a 事業内容          聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修する。</p> <p>b 留意事項</p>

<p>(5) <u>自動車運転免許取得・改造助成</u> (略) (カ) <u>(削除)</u></p> <p>(ウ) <u>(削除)</u></p> <p>(6) <u>その他社会参加支援</u> 上記(1)から(5)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p> <p><b>【権利擁護支援】</b> (1) <u>成年後見制度普及啓発</u> ア 目的 成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。 イ 事業内容 成年後見制度の利用を促進のための普及啓発を行う。 <u>((イ) (削除))</u></p> <p>(2) <u>その他権利擁護支援</u> 上記(1)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により</p>	<p>養成講習を終了した者(これと同等の能力を有する者を含む。)について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付すること。なお、活動ができなくなった奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。</p> <p>(オ) <u>自動車運転免許取得・改造助成事業</u> (略) (カ) <u>その他社会参加促進事業</u> その他、障害者等の社会参加の促進に必要な事業を行う。</p> <p>ウ <u>留意事項</u> 複数の市町村が共同して実施する際には、当該市町村、関係団体等で構成される連絡会議等を設置するなど連絡調整を図られること。</p> <p>(13) <u>成年後見制度普及啓発等事業</u> ア 目的 成年後見制度の利用促進のための普及啓発や法人後見の立ち上げの支援を行うことにより、障害者の成年後見制度の利用を促進するための体制整備を図ることを目的とする。 イ 事業内容 (ア) <u>成年後見制度利用促進のための普及啓発事業</u> 成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う事業を実施する。 (イ) <u>法人後見立ち上げ支援事業</u> 障害者の親の会などによる法人後見を行う事業所を開設するために必要となる設備整備・職員研修等を支援する。</p>
---	---

<p><u>支援を行うことができる。</u></p> <p><b>【就業・就労支援】</b></p> <p>(1) <u>盲人ホームの運営</u> (略)</p> <p>(2) <u>重度障害者在宅就労促進</u> (バーチャル工房支援)</p> <p>ア 目的 身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、在宅の障害者の就労の促進を図ることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容 実施主体が利用者に対し訓練を行うため作業を受注し、当該作業を元に、在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援等を行うほか、雇用希望者のための職場開拓等目立に向けた支援を実施する。 なお、実施主体は、設置地域その他の状況を勘案して、障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体と連携・協力関係を構築するとともに、当該在宅就業支援団体に対して、必要に応じて助言・援助を求めるなど、適宜連携を図ること。 (ウ (削除))</p> <p>(エ (削除))</p> <p>(3) <u>更生訓練費・施設入所者就職支度金給付</u> ア 目的</p>	<p>(2) <u>盲人ホーム事業</u> (略)</p> <p>(5) <u>重度障害者在宅就労促進特別事業</u> (バーチャル工房支援事業)</p> <p>ア 目的 在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、在宅の障害者の就労の促進を図ることを目的とする。</p> <p>イ 事業の内容 実施主体が利用者に対し訓練を行うため作業を受注し、当該作業を元に、在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援等を行うほか、雇用希望者のための職場開拓等目立に向けた支援を実施する</p> <p>ウ 利用者の要件 利用者は、身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な者であって情報機器を用いた在宅での就労を希望する者とする。</p> <p>エ 在宅就業支援団体との連携 実施主体は、設置地域その他の状況を勘案して、障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体と連携・協力関係を構築するとともに、当該在宅就業支援団体に対して、必要に応じて助言・援助を求めるなど、適宜連携を図ること。</p> <p>(6) <u>更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業</u> ア 目的</p>
---	--

<p>イ 支給対象者 就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者（ただし、障害福祉サービスに係る利用者負担額の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた者）に対する更生訓練費の支給。 また、就労移行支援事業、又は就労継続支援事業を利用し、就職又は自営により施設を退所することとなった者に対する施設入所者就職支度金の支給。 (ウ (削除))</p> <p>(4) 知的障害者職親委託 ア 目的 (略) イ 事業内容 知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者更生相談所の判定の結果、職親に委託することが適当とされた知的障害者を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことにより、就職に必要な素地を与え、とともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。 職親への委託については、福祉事務所により行われることが適切であるので、その権限を福祉事務所長に委任することが望ましい。 なお、知的障害者更生相談所は、この制度の運営について、福祉事務所長に協力して必要な判定及び相談指導を行う。 福祉事務所長は、判定の結果、職親に委託することが適当であると認められた者について、登録された職親から、職種等について考慮の上、その知的障害者に適合する職親を選定する。また、福祉事務所長は、知的障害者福祉司又は社会福祉主事に直接職親の家庭を訪問させ、委託する場合に職員が守る条件、当該知的障害者の特性等を十分に説明して職親の同意を得るとともに、本人及びその保護者についても必要な注意を与え、委託が効果的に行えるよう十分な準備を整えた上、委託の措置をとること。 (ウ (削除))</p>	<p>イ 支給対象者 更生訓練費給付事業にあっては、就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者とする。ただし、障害福祉サービスに係る利用者負担額の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた者とする。 施設入所者就職支度金給付事業にあっては、就労移行支援事業、又は就労継続支援事業を利用し、就職又は自営により施設を退所することとなった者とする。 ウ 支給額 市町村が認めた額とする。</p> <p>(7) 知的障害者職親委託制度 ア 目的 (略) イ 対象者 知的障害者更生相談所の判定の結果、職親に委託することが適当とされた知的障害者とする。</p> <p>ウ 実施機関</p>
---	--

<p>(工) (削除)</p> <p>(5) <u>その他就業・就労支援</u>  <u>上記(1)から(4)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</u></p> <p>(別記12)</p> <p><u>障害程度区分認定等事務</u></p> <p>1 <u>目的</u>  <u>障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害程度区分認定等事務の円滑かつ適切な実施を図る。</u></p> <p>2 <u>補助対象</u>  <u>法に規定する支給決定事務のうち、市町村が行う次に掲げる事務に要する経費を補助対象とする。</u>  (1) <u>障害程度区分認定調査</u>  <u>法第20条第2項の規定に基づき、障害程度区分の認定等のために実施する調査。</u></p>	<p><u>職親への委託については福祉事務所により行われることが適切であるので、その権限を福祉事務所長に委任することが望ましい。</u></p> <p><u>なお、知的障害者更生相談所は、この制度の運営について福祉事務所長に協力して必要な判定及び相談指導を行う。</u></p> <p>工 <u>留意事項</u>  <u>福祉事務所長は、判定の結果、職親に委託することが適当であると認められた者について、登録された職親から、職種等について考慮のうえその知的障害者に適合する職親を選定する。また、福祉事務所長は、知的障害者福祉司又は社会福祉主事に直接職親の家庭を訪問させ、委託する場面に職員が守るべき条件、当該知的障害者の特性等を十分に説明して職親の同意を得るとともに、本人及びその保護者についても必要な注意を与え、委託が効果的に行えるよう十分な準備を整えたうえで、委託の措置をとること。</u></p>
---	---

<p>ただし、指定一般相談支援事業者等に調査を委託した場合、調査に要する経費は、調査件数に6,800円を乗じて得た額を上限額とする。</p> <p>(2) 医師意見書作成          法第21条第1項の規定に基づき、障害程度区分の認定にかか          る市町村審査会での審査及び判定に当たって、医師に意見書          作成させる事務。</p> <p>(3) 市町村審査会運営          法第15条の規定に基づき、市町村審査会を設置（地方自治法          の規定に基づき、都道府県審査会に審査判定業務を委託する場          合を含む。）する事務、法第21条第1項の規定に基づき、障害          程度区分に関して市町村審査会で審査及び判定を実施する事務          並びに法第22条第2項の規定に基づき、市町村が支給要否決定          に当たって意見を聴くために市町村審査会を開催する事務。</p>	<p>(別記8)</p> <p>専門性の高い相談支援事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施内容          (1) 発達障害者支援センター運営事業          平成17年7月8日障発第0708004号厚生労働省社          会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害者支援センタ          ー運営事業の実施について」に基づき実施する事業。</p> <p>(2) 高次脳機能障害支援普及事業          平成19年5月25日障発第0525001号厚生労働省          社会・援護局障害保 健福祉部長通知「高次脳機能障害支          援普及事業の実施について」に基づき実施する事業。</p>
<p>(別記13)</p> <p>専門性の高い相談支援事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施内容          (1) 発達障害者支援センター運営事業          平成17年7月8日障発第0708004号厚生労働省社          会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害者支援センタ          ー運営事業の実施について」に基づき実施する事業。</p> <p>(2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業          平成19年5月25日障発第0525001号厚生労働省社          会・援護局障害保健福祉部長通知(平成25年3月※日改正障発※          ※※※※※号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)「高          次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施につ          いて」に基づき実施する事業。</p>	<p>(別記8)</p> <p>専門性の高い相談支援事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施内容          (1) 発達障害者支援センター運営事業          平成17年7月8日障発第0708004号厚生労働省社          会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害者支援センタ          ー運営事業の実施について」に基づき実施する事業。</p> <p>(2) 高次脳機能障害支援普及事業          平成19年5月25日障発第0525001号厚生労働省          社会・援護局障害保 健福祉部長通知「高次脳機能障害支          援普及事業の実施について」に基づき実施する事業。</p>

<p>【別添3】</p> <p>1 障害児等療育支援事業 (略)</p> <p>2 障害者就業・生活支援センター事業 (略)</p> <p>(別記14)</p> <p>専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業</p> <p>1 目的</p> <p>手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業</p> <p>身体障害者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成研修する。</p> <p>(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業</p> <p>盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成研修する。</p> <p>3 留意事項</p> <p>(1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業は次の点に留意すること。</p> <p>ア 平成10年7月24日障企第6.3号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」及び平成23年3月30日障企自発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「要約筆記者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。</p>	<p>【別添3】</p> <p>1 障害児等療育支援事業 (略)</p> <p>2 障害者就業・生活支援センター事業 (略)</p>
--	--

<p>イ 実施主体は、養成講習を修了した者（市町村がアに掲げる通知を基本に実施した手話通訳者及び要約筆記者養成研修事業を修了した者を含む。）に対して、登録試験を行い、合格者について、本人の承諾を得て、手話通訳者又は要約筆記者としての登録を行うこと。登録した手話通訳者又は要約筆記者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動等の便宜を図るため、管内の市町村にも名簿を送付すること。</p> <p>なお、活動ができなくなった手話通訳者又は要約筆記者については、証票を返還させ登録を抹消すること。</p> <p>要約筆記者については、やむを得ない事由により登録試験の実施が困難である場合は、当面、養成講習の成績等をもって登録試験の合格者として取り扱うことができることとする。</p> <p>(2) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業は次の点に留意すること。</p> <p>ア 平成25年0月0日障企自発第0号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について（仮称）」を基本に実施すること。</p> <p>イ 研修講師としては、「盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会」（国立障害者リハビリテーションセンター学院主催）や「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会」（社会福祉法人全国盲ろう者協会主催）を修了した者を活用するよう努めること。</p> <p>(別記15)</p> <p>専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業</p> <p>1 目的 特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的とする。</p> <p>2 事業内容 (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業</p>	
--	--

聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため、手話通訳者又は要約筆記者を派遣する。

(2) 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。

3 留意事項

(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業は次の点に留意すること。

ア 広域的な派遣等が行われるよう運営委員会、連絡調整業務等担当者の設置等に努めるものとする。

イ 運営委員会は、事業の適切な運営を図るため、聴覚障害等当事者団体、手話通訳関係団体及び要約筆記関係団体の関係者を加えるよう努めること。

ウ また、連絡調整業務等担当者は、当該業務に精通した専門的知識及び技術を有する(別記6)の4の(2)のア又はイに掲げる者が望ましい。

エ この事業は、原則、市町村の必須事業として実施するものであるため、都道府県では、市町村での対応が困難な専門性や緊急性の高い場合等に派遣を行うものとする。

ウ 平成25年0月0日障企自発0第0号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「地域生活支援事業における意思疎通支援事業等について(仮称)」を参考に実施するよう努めることとする。

(2) 盲ろう者通訳・介助員派遣事業は次の点に留意すること。

事業の実施に当たり、盲ろう者のニーズの積極的な把握に努めるとともに、個々の盲ろう者の意向を踏まえ、適任者を選定する。

なお、必要に応じて適任者の選定・派遣のための連絡調整業務等担当者の設置について努めるものとする。

(別記16)

意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

<p>1 目的  <u>手話通訳者、要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整体制を整備することにより、広域的な派遣を円滑に実施し、聴覚障害者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的とする。</u></p> <p>2 事業内容  <u>市町村域又は都道府県域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間では派遣調整ができない場合には、都道府県が市町村間の派遣調整を行う。</u></p> <p>3 留意事項  <u>平成25年〇月〇日障企自発〇第〇号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「地域生活支援事業における意思疎通支援事業等について（仮称）」を参考に実施するよう努めることとする。</u></p>	<p>(別記17)</p> <p>広域的な支援事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施事業  都道府県相談支援体制整備事業  ア 目的 (略)  イ 事業内容 (略)  ウ アドバイザー (略)  エ 留意事項  都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。</p>
<p>(別記9)</p> <p>広域的な支援事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施事業  都道府県相談支援体制整備事業  ア 目的 (略)  イ 事業内容 (略)  ウ アドバイザー (略)  エ 留意事項  都道府県が設置する自立支援協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。</p>	<p>(別記9)</p> <p>広域的な支援事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施事業  都道府県相談支援体制整備事業  ア 目的 (略)  イ 事業内容 (略)  ウ アドバイザー (略)  エ 留意事項  都道府県が設置する自立支援協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。</p>

<p>(別記 18)</p> <p>サービス・相談支援者、指導者育成事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 障害程度区分認定調査員等研修事業</p> <p>ア 及びイ (略)</p> <p>ウ 留意事項</p> <p>(ア) 法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第10条に規定する厚生労働大臣が定める研修であること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(2) 相談支援従事者研修事業 (略)</p> <p>(3) サービス管理責任者研修事業 (略)</p> <p>(4) 居宅介護従業者等養成研修事業</p> <p>((5) (削除))</p> <p>((6) (削除))</p> <p>(5) 強度行動障害支援者養成研修事業</p> <p>ア 目的</p> <p>強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>別添示す運営要領等に基づき実施する研修事業</p> <p>(6) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (略)</p>	<p>(別記 10)</p> <p>サービス・相談支援者、指導者育成事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 障害程度区分認定調査員等研修事業</p> <p>ア 及びイ (略)</p> <p>ウ 留意事項</p> <p>(ア) 障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第10条に規定する厚生労働大臣が定める研修であること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(2) 相談支援従事者研修事業 (略)</p> <p>(3) サービス管理責任者研修事業 (略)</p> <p>(4) 居宅介護従業者等養成研修事業 (略)</p> <p>(5) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 (略)</p> <p>(6) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業 (略)</p> <p>(7) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (略)</p>
---	---

<p>(7) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (略)</p> <p>(8) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業 (略)</p> <p>3 留意事項 (略)</p> <p>(別記 19)</p> <p style="text-align: center;">任意事業</p> <p>必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p> <p>○ 事業内容の例 【日常生活支援】</p> <p>(1) 福祉ホームの運営</p> <p>ア 目的 (略)</p> <p>イ 事業内容 家庭環境、住宅事情等の理由により、居室において生活することが困難な障害者(ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。)につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、施設の管理、利用者に関する相談、助言、福祉事務所等関係機関との連絡、調整等を行う。</p> <p>(エ 管理人の業務 (削除))</p> <p>ウ 留意事項 (ア) (削除)</p>	<p>(8) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (略)。</p> <p>(9) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業 (略)</p> <p>3 留意事項 (略)</p> <p>(別記 11)</p> <p style="text-align: center;">その他の事業</p> <p>○ 実施事業</p> <p>(1) 福祉ホーム事業</p> <p>ア 目的 (略)</p> <p>イ 対象者 家庭環境、住宅事情等の理由により、居室において生活することが困難な障害者(ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。)</p> <p>ウ 利用方法 福祉ホームの利用は、利用者と経営主体との契約によるものとする。</p> <p>エ 管理人の業務</p> <p>(ア) 施設の管理</p> <p>(イ) 利用者の日常生活に関する相談、助言</p> <p>(ウ) 福祉事務所等関係機関との連絡、調整</p> <p>オ 留意事項</p> <p>(ア) 利用者の健康管理、レクリエーション、非常災害対策等については、利用者のニーズに応じて対応が講じられ</p>
--	---

<p> <u>( (イ) (削除) )</u>  <u>( (ウ) (削除) )</u>  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第176号）を満たすものであること。  <u>( (2) 盲人ホーム事業は【就業・就労支援】の (1) へ移動)</u>    <u>( (3) 重度障害者在宅就労促進特別事業は (バーチャル工房支援事業)【就業・就労支援】の (2) へ移動)</u>    <u>( (4) 重度障害者に係る市町村特別支援事業は【重度障害者に係る市町村特別支援事業】へ移動)</u>    <u>(5) 生活訓練等事業</u>  <u>ア (削除)</u>  <u>イ (削除)</u>  <u>(2) オストメイト (人工肛門、人工膀胱造設者) 社会適応訓練</u>  オストメイトに対して、ストマ用装具に関することや社会生活に関することを講習する。  <u>(3) 音声機能障害者発声訓練</u>  疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対し発声訓練を行う。  <u>(ウ) (削除)</u> </p>	<p> <u>るよう配慮すること。</u>  <u>(イ) 疾病等により利用者が生活に困難を生じた場合には、医療機関、福祉事務所、家族等に速やかに連絡をとるなど利用者の生活に支障をきたさないよう適切な配慮を行うこと。</u>  <u>(ウ) 利用者の守るべき共同生活上の規律、その他必要な事項については、極力利用者の意見を尊重して定めること。</u>  <u>(エ) 「障害者自立支援法」に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第176号）を満たすものであること。</u>    <u>( (2) 盲人ホーム事業は【就業・就労支援】の (1) へ移動)</u>    <u>( (3) 重度障害者在宅就労促進特別事業は (バーチャル工房支援事業)【就業・就労支援】の (2) へ移動)</u>    <u>( (4) 重度障害者に係る市町村特別支援事業は【重度障害者に係る市町村特別支援事業】へ移動)</u>    <u>(5) 生活訓練等事業</u>  <u>ア 目的</u>  <u>障害者等に対し、日常生活に必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質的向上を図ることを目的とする。</u>  <u>イ 事業内容</u>  <u>(ア) オストメイト (人工肛門、人工膀胱造設者) 社会適応訓練事業</u>  オストメイトに対して、ストマ用装具に関することや社会生活に関することを講習する。  <u>(イ) 音声機能障害者発声訓練事業</u>  疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対し発声訓練を行う。  <u>(ウ) その他生活訓練等事業</u> </p>
---	--

<p>（４）<u>発達障害者支援体制整備</u></p> <p><u>ア 目的</u></p> <p>自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児（者）（以下「発達障害児（者）」という。）について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るため、発達障害者支援センターを中核として、都道府県・指定都市の域内における発達障害児（者）の福祉の向上を図るものである。</p>	<p>その他、日常生活上必要な訓練・指導等を行う。</p>
<p><u>イ 事業内容等</u></p> <p><u>（ア）実施について</u></p> <p>以下の（イ）から（エ）に定める各支援事業の実施主体は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>なお、（イ）の都道府県等支援体制整備事業については、軽微な事務手続き等を除き委託できないものとする。</p> <p><u>（イ）都道府県等支援体制整備</u></p> <p><u>a 目的</u></p> <p>発達障害者支援体制整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、都道府県等内の発達障害児（者）への支援体制の整備状況を把握し、支援体制の充実を目指す。</p> <p><u>b 委員会の構成</u></p> <p>医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係分野の有識者及び担当部局、当事者団体、親の会、発達障害者支援センターの関係者等とする。</p> <p><u>c 事業内容</u></p> <p>委員会では、都道府県内の支援ニーズや支援体制の現状等を把握し、市町村又は障害福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証を行う。</p> <p>なお、委員会の設置に当たっては、文部科学省の特別支援教育関連事業において設置される「特別支援連携協議</p>	

<p>(ウ) <u>会」と密接に連携を図る。</u> <u>家族支援体制整備</u></p> <p>a <u>目的</u> 発達障害児（者）の子育てへの相談・助言、発達障害児（者）の不応や問題行動に対しての家族支援体制の構築を図る。</p> <p>b <u>事業の内容</u> (a) <u>ペアレントメンター</u> ペアレントメンター（注1）の養成に必要な研修等を実施し、家族の支援及び家族同士で支援できる体制の構築を図るとともに、ペアレントメンター・コーディネーター（注2）を配置し、家族への適切な支援に結びつける。 (b) <u>その他家族支援体制の構築に必要な取組</u></p> <p>(注1) 発達障害児（者）の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う者。 (注2) ペアレントメンターの活動状況を把握し、情報提供などのサポートや相談希望者（親など）とペアレントメンターを適切に結びつける判断を行う者。</p> <p>(エ) <u>地域支援体制サポート</u></p> <p>a <u>目的</u> 住民及び関係者等の発達障害に対する理解を深めること等を通じて地域でのネットワーク構築による支援体制の整備を図る。</p> <p>b <u>事業の内容</u> (a) <u>住民の理解の促進</u> 発達障害に関して、住民の理解を促進するため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催する。 なお、本通知（別記1）「理解促進研修・啓発事業」及び（別記2）「自発的活動支援事業」との連携を図るなど発達障害児（者）の理解の促進を行うこと。 (b) <u>地域支援体制サポート</u> コーチによる相談・助言 委員会等における市町村等の支援体制整備の検証</p>	
--	--

<p>を行った結果、個別の支援計画の作成等による支援体制の構築が進んでいないと判断される市町村を中心に、発達障害児(者)に対する支援について相当の経験及び知識を有する者(以下「地域支援体制サポートコーチ」という。)が巡回指導等を実施し、必要な相談・助言を行う。</p> <p>なお、地域支援体制サポートコーチは、教育委員会の指導主事や学校内に位置づけられている「特別支援教育コーディネーター」との連携を密にすること。</p> <p>(c) 市町村、関係機関及び関係施設への研修 発達障害児(者)の支援の尺度となるアセスメントツールの導入を促進するための研修を実施する。</p>	
<p>(5) <u>児童発達支援センター等の機能強化等</u></p> <p><u>ア 目的</u> 地域における障害児等支援の基盤整備を進めるには、地域の障害児等支援の拠点を整備する必要があるため、児童発達支援センター等について、安定的な事業運営を図りつつ事業内容の改善を行うことによる機能強化等を進めるほか、障害福祉サービス事業所等による地域住民の相談等の対応及び啓発等を図る。</p> <p><u>イ 事業内容等</u></p> <p>(ア) <u>実施について</u> 実施主体は都道府県、指定都市又は中核市(以下「都道府県等」という。)とする。</p> <p>(イ) <u>事業内容</u> 児童発達支援センター及び障害児入所施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所(以下「対象事業所」という。))について、都道府県等の計画的な指導の下、個々の施設の特徴に応じて、多障害や支援困難事例への対応や早期かつ専門的な対応といった機能強化等を基本事業として推進する。 また、基本事業に加え、地域の障害児支援の取組の充実を図る事業や障害が疑われる児童をサービスに繋げるための事業を実施し、多様な地域支援を推進する。</p> <p>a <u>基本事業</u> 基本事業は、(a)から(c)のいずれかを実施する対象事業所を</p>	

	<p>対象とする。なお、地域の実情に応じて一つの対象事業所で(a)から(c)の複数を実施することとしても差し支えない。</p> <p>(a) <u>多障害等対応地域支援</u>  <u>対象事業所において、様々な障害の種別や障害の特性に対応した専門的かつ適切な支援等を実施できるような体制整備を図り、また、適切な支援を行うことが困難な事例に対応できるようにするための人材養成等（研修、マニュアル作成、関係機関のネットワーク構築等）に取り組む。</u></p> <p>(b) <u>早期専門対応地域支援</u>  <u>対象事業所において、障害の早期発見・早期支援に積極的に取り組むことができよう、従事職員の専門性の向上を図るための研修等の実施や他の従事職員の指導を行う立場の専門職員を配置することにより、支援技術等の向上を図るための指導体制を確保する。</u></p> <p>(c) <u>住民相談等対応地域支援</u>  <u>対象事業所の地域に開かれた運営を促進する観点から、相談や助言等を実施するための体制確保、介助や就労訓練の体験を通じた地域交流会の開催、障害者が作成した商品の商品展示会等の開催等を通じた地域住民の啓発等を目的とした事業を実施する。</u>  <u>(事業例)</u>  <u>対象事業所周辺の地域住民等に対する当該事業所等を利用する障害者の特性や必要な配慮等に関する普及啓発の実施（説明会の実施やパンフレット配布、保護者を含めた地域住民等からの障害者支援に関する相談への対応や助言、及び事業所における介助や就労訓練の体験、地域住民が参加できる行事の開催、地域のボランティア受け入れの調整、商品展示会等の実施）</u></p> <p>b <u>選択事業</u>  <u>選択事業は、基本事業とあわせて実施する多様な地域支援の取組みとして、以下の(a)及び(b)の中から対象事業所が選択して実施することができる。</u>  <u>(a) 地域の障害児等支援の取組の充実を図る事業</u>  <u>(事業例)</u></p>
--	---